

愛 川 町 教 育 委 員 会

令 和 7 年 6 月 2 4 日

愛川町教育委員会 6 月定例会会議録

- 1 会議日程 令和 7 年 6 月 2 4 日（火）
午前 9 時 0 0 分から午前 9 時 3 6 分
- 2 会議場所 愛川町役場 2 0 1 会議室
- 3 議事日程 日程第 1 会議録の承認について
日程第 2 教育長報告事項について
（1）教育長報告
（2）令和 7 年第 2 回愛川町議会定例会について
日程第 3 愛川町生涯学習推進プラン推進委員会の委員の委嘱について
【非公開】
日程第 4 その他
（1）愛川町青少年県外交流事業について
- 4 出席委員 教育長 佐 藤 照 明
教育委員（教育長職務代理者） 齊 郷 浩 之
教育委員 梅 澤 秋 久
教育委員 篠 崎 美 和
教育委員 袖 山 浩 一
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 今 井 正 夫
教育総務課長 宮 地 大 公
指導室長兼教育開発センター所長 飯 田 哲 昭
スポーツ・文化振興課長 井 上 守
教育総務課主査 亀 井 敏 男

-
- （宮地教育総務課長） 本日の会議に当たりまして、傍聴希望者が2人お見えになっています。教育委員会では法律の定めにより会議を原則公開としておりますが、傍聴希望者の入室については、会議の冒頭で委員皆様の許可を得た後に行うこととしておりますので、お諮りをさせていただきます。

本日の議題において、個人情報を取り扱います日程第3、議案第7号 愛川町生涯学習推進プラン推進委員会の委員の委嘱について、こちらの議案以外は非公開とするような内容ではないと思われしますので、傍聴を許可したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

- （宮地教育総務課長） ご異議ないものと認めます。
よって、本日の会議は一部を除き公開といたしますので、傍聴者の方を入室させてください。

（傍聴者入室）

- （宮地教育総務課長） 傍聴者の皆様に申し上げます。
さきにお配りいたしました傍聴を希望される方へのお願いに基づきまして、傍聴をお願いいたします。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、本日の会議の日程第3、議案第7号 愛川町生涯学習推進プラン推進委員会の委員の委嘱については、個人情報を取り扱いますことから非公開となりますので、ご承知おきください。

また、会議次第以外の資料につきましては閲覧用となっておりますので、会議終了後に回収をさせていただきます。

それでは教育長、よろしくお願いいたします。

◎開会

- （佐藤教育長） 改めまして、皆さんおはようございます。
それでは、本日の出席者は5人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会6月定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。
これより日程に入ります。

◎日程第1

- （佐藤教育長） 初めに、日程第1、会議録の承認についてを議題といたします。
5月定例会、5月27日開催分で行った会議録については、事前に配付のとおりであります。
これより質疑に入ります。ご意見、ご質疑ありましたらご発言をお願いいたします。
特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） 特に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。
日程第1、会議録の承認についてであります。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○(佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1は原案のとおり承認されました。

なお、本定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第2

○(佐藤教育長) 次に、日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

初めに、教育長報告について、資料1に基づき私から報告をさせていただきます。

5月27日から6月23日までの間に出席いたしました主な会議等について報告をいたします。

5月27日、教育委員会定例会。

28日、愛川町土地開発公社理事会。

同日午後、湘北教職員組合の委員長さんが、新たにここで代わられましたので、ご挨拶に来られました。

29日、開成町教育委員会、中井町教育委員会のほうに訪問をいたしました。これは県教育長会のほうの関係で感謝状等をお渡しするために行ったものであります。

30日、令和7年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会が長野県のホクト文化ホールでありましたので、私と袖山委員さん、あと事務局で行ってまいりました。

6月2日、町議会定例会初日。

4日が2日目、一般質問です。

5日が3日目で、これも一般質問で、内容については後ほど説明させていただきます。

9日、政策調整会議。

11日、愛川町小中学校の水泳授業運営業務委託の見学ということで、レオスイミングスクールに行ってみ学をしてまいりました。この日は、中津第二小学校の2年生と5年生がプール授業をしております、それぞれ各学年4つの班に分けて、そして、子どもの泳ぎの程度によってグループ分けをして個々に指導するというので、非常に効率的な指導をされているような印象で、子どもたちも大変楽しそうに水泳授業を行ってまいりました。

同日午後、JICAの先生が来室されました。

13日、町議会定例会4日目。

そして、午後ですが、厚木市・愛川町・清川村教育長連絡会が厚木合同庁舎で行われましたので、参加をいたしました。

16日、行政経営会議。

17日、愛川歴史の教室。愛川中原中学校で1年生2クラスがこの歴史教室の授業を行いましたので、見学に行ってみりました。町政70周年ということで、町立3中学校の1年生を対象に、愛川町の歴史について触れることで愛川町をいつまでも愛する子どもたちを育成することをテーマに、今年度行っているものになります。未受講の学校は、あと、愛川東中学校だけで、7月に行う予定であります。

それから、18日、小中学校教頭会、第1回目の教頭会がありました。

20日、社会教育委員会議が開催されました。

21日ですが、令和7年度総合防災訓練が下箕輪消防訓練場で行われました。この日は、その前に職員参集訓練もありまして、8時15分までに職員が参集して8時45分から防災訓練が行われました。町教育委員会では、災害時の緊急炊き出し訓練として、豚汁を作りました。中津第二小学校で調理員さんが作った豚汁を同日の昼に下箕輪まで配送して、皆さんに食べていただきました。

報告は以上でございます。

ご意見、ご質疑がありましたら、ご発言をお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

- (佐藤教育長) 特に質疑ありませんので、教育長報告事項についてはご了承願います。

次に、令和7年第2回愛川町議会定例会について、資料2に基づき教育次長から報告をいたします。

教育次長。

- (今井教育次長) 教育次長です。

それでは、資料2をご覧ください。

まず、定例会の一般質問でございますけれども、先ほど教育長から報告がありましたとおり、6月4日、6月5日に行われております。

裏面を見させていただきますと、今回5人の方から一般質問をいただいております。順次、要点のみの報告をさせていただきたいと思います。

初めに、花上功議員からは、道德教育の推進についてということで、指導室が担当しております。

この道德教育は、自己や人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標としており、町では学校長の方針の下、各学校において道德教育推進教師が中心となって、よりよく生きるための基盤となる道德性を養う教育を行っているところであります。不登校やいじめの問題に対しましては、いじめを見て見ぬふりをせず行動する大切さや相手の立場を想像する力が育まれ、いじめや不登校を生まない学校づくりに努めているところでございます。町としては、引き続き児童・生徒一人一人が学校生活や日常生活の中で、よりよく生きようとする道德的実践意欲や態度を養うことができ、不登校やいじめ問題にも対応できるよう自ら考え、対話を通じて気づきを深める「考え、議論する道德」を推進してまいりますという答弁を行いました。

次に、2ページをご覧ください。

お二人目の渡辺基議員からは、校務支援システムを導入する考えについてという質問をいただきました。これは教育総務課が担当してございます。

校務支援システムを導入する考えについては、教員の多忙化が社会問題となっている中、子どもたちと向き合う時間をより確保するため、3月に県域の市町村教育委員会と一体となって、神奈川の教員の働き方改革の加速化を宣言するなど、全国的に教員業務の在り方が検討されております。町では、これまで学校給食費の公会計化をはじめ、部活動指導員の導入、保護者連絡サ

ービスのリニューアルなどの事業を実施してきたところであり、本年度につきましては、小学校の水泳授業の民間委託や不登校支援員の配置など、鋭意努めているところでございます。そこで、校務支援システムは、児童・生徒の学籍情報をはじめ、出欠管理や成績処理、保健管理など教育現場で扱う様々なデータを電子化して集約するとともに、教職員用のグループウェアや勤怠管理の機能も有しております。

こうしたことから、校務支援システムにつきましては、町としてはできるだけ早い時期に導入できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、3ページをご覧ください。

岸上敦子議員からは、児童・生徒の睡眠教育の推進についてということで、睡眠教育に対する認識について、児童・生徒の睡眠状況の実態についてということでご質問をいただきました。こちらは指導室が担当してございます。

中段以降になります。

睡眠教育に対する認識についてであります。心身の健康を保持するためには、十分な睡眠を取ることが極めて重要であり、児童・生徒の睡眠への意識向上と生活習慣の改善を図る眠育、これは町としても大変重要であると認識しております。睡眠時間の確保や生活のリズムを整えることは、家庭での教育、指導がまずは大切となりますことから、保護者に対して周知を行い、家庭と連携、協力しながら進めていく必要があるものとも考えております。

児童・生徒の睡眠状況の実態については、令和6年度に小学校6年生及び中学校3年生を対象に実施した全国学力・学習状況調査において、本町の児童・生徒は、「毎日、同じぐらいの時間に寝ていますか」との質問に対して、小中学校ともに約8割が肯定的な回答をしており、「毎日、同じぐらいの時間に起きていますか」との質問では、約9割が肯定的に回答しており、全国や神奈川県と大きな差はない状況となっております。

4ページをご覧ください。

これらの結果から、本町の児童・生徒における睡眠に係る生活習慣については、身についている状況が伺えるものの、一方で携帯電話やスマートフォンを長時間利用する児童・生徒は、全国や神奈川県と比較すると、やや多い傾向にありますことから、適切な睡眠時間が確保できていないケースがあるものと認識しております。既に眠育に取り組んでいる自治体の事例やその効果について検証を進め、家庭とも連携し、児童・生徒自身が自らの生活習慣を見直し、改善を図ることができるよう睡眠教育を推進してまいりたいと考えておりますという答弁をいたしました。

次に、5ページをご覧ください。

小林敬子議員からは、本町における不登校児童・生徒に対する支援体制についてというご質問をいただきました。こちらは教育開発センターが担当してございます。

中段ぐらいになります。

町では、不登校を未然に防止する取組として、専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各小中学校に派遣し、児童・生徒や保護者に対するカウンセリングなどを行っているほか、令和5年度より校内支援センターを設置し、集団で学習することへの不適応等により、通常の学級に入りにくい児童・生徒に寄り添った支援を行っており、今年度、指導に当

たる支援員を増員して全小中学校に配置するなど、支援体制の充実を図ったところであります。加えて、既に不登校になってしまい、心のよりどころや居場所づくりなどが必要な児童・生徒に対しましては、相談指導教室「絆」への通室を促すとともに、民間団体である「寺子屋くすくすの木」と連携し不登校児童・生徒支援の協働事業を進めるなど、多様な学びの場の提供にも努めているところであります。

さらに入国したばかりで日本語がほとんど理解できない児童・生徒が、学校生活になじめずに不登校になることを防ぐため、日本語指導初期集中支援事業期間を4週間程度に拡充するなどの支援も充実させております。

裏面です。6ページになります。

こうしたことから、引き続き学校現場や関係機関と連携を密にしながら、不登校の児童・生徒が個々の状況に応じて、安心して教育を十分に受けることができますよう、学習環境の整備や支援体制の強化に取り組んでまいりたいと考えておりますという答弁をさしあげました。

次に、7ページです。

茅大夢議員から、児童館の運営についてという質問をいただきました。こちらは生涯学習課が担当してございます。

児童館の運営についてであります。21行政区のうち18行政区に児童館が設置されております。そして、その管理運営については、地方自治法の改正に伴いまして、平成18年度より指定管理者制度に移行し、行政区を指定管理者として指定した中で、児童館利用に係る業務や施設整備の維持管理業務などを担っていただいているところでもあります。

下段、「一方」以下であります。

児童館においては、児童の健全な育成という役割のほか、地域集会施設としての役割を持ち、災害時には避難所となる性格を兼ね備えているなど、地域コミュニティー活動に欠かせない施設でありますことから、現状のような各行政区による管理運営が最善であるものと考えておりますので、引き続き指定管理者である行政区と連携を図りながら、よりよい管理運営が継続できるよう努力してまいりたいと考えておりますという答弁です。

以上であります。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたら、ご発言をお願いいたします。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 大きく2つあります。

1つ目は、2番、校務支援システムを導入する考えについてであります。

渡辺議員、総合教育会議にも参加をされておりましたが、総合教育会議を踏まえての質問なのか否かをまず教えていただきたいです。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） お話を聞いた中では、総合教育会議を受けてのご質問というようなことでおっしゃってございました。

○（梅澤委員） 分かりました。

であるならば、そこでも話が出ていたとおり、校務支援システムの導入を進めるんですよねと

いうちょっと確認的な質問だったというふうに思われますが、いかがですか。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） そうですね。確認も含めて、より早く入れてほしいというような要望も含めた質問であると認識しております。

○（梅澤委員） 分かりました。

であるならば、ぜひそのように議会でも進めていただきたいという思いがあります。

続けて、2つ目です。1番、道徳教育の推進についてになります。

中段、「また、」の段落の真ん中以下、「自分を大切にしていこう」というこの表現について、なぜこの表現を使ったかを伺いたいです。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（飯田指導室長兼教育開発センター所長） 「自分を大切にしていこう」という表現についてであります。この文言でなければならなかったという深い意図はないですけれども、学校現場で子どもたちの状況を見ていますと、子どもたちの関わりの中で、ほかの子どもと比較することによって自己肯定感が下がっている子どもはすごく増えているなというのは、実感でもあり、そのあたりのことをうまく表現できる言葉というところで、子どもたちが自分自身をもっと大事にしていこうよという思いからの言葉なので、そういうニュアンスの言葉として使わせていただきました。

○（佐藤教育長） 梅澤委員。

○（梅澤委員） 私は、ここは「自分を大切にしよう」と言い切ったほうがよかったかなと思っています。公教育の意義は、自由に生きられる力を育成すること。そして、自由、自由だと言ってしまうと、独りよがりになりがちであることから、自由の相互承認、お互いの自由を相互に承り合う。その2つがやっぱり公教育の要、重要な点であると思っています。となったときに、やはり自分は大事にということ的前提に、加えて他者も大事にというのが公教育、互いに学び合うポイントかと思われますので、「していこう」と言われると、しなくていいのかなというニュアンスが少し透けて見えてしまうので、するんだという強い意思をぜひ指導室からも発信していただきたいと思います。

以上です。

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

指導室長、何かありますか。

○（飯田指導室長兼教育開発センター所長） 思いは同じなんですけれども、すみません。申し訳ないです。

○（梅澤委員） 強い意思表示。

○（飯田指導室長兼教育開発センター所長） 分かりました。ありがとうございます。

○（梅澤委員） そのぐらいしたほうが、きっと子どもたちが「自分を大切にしよう」ということをより強く思えると思うんです。

○（飯田指導室長兼教育開発センター所長） 分かりました。

○（佐藤教育長） 他にいかがでしょうか。

篠崎委員。

○（篠崎委員） 岸上議員の眠育についての質問に関してですが、私も同じ保護者の視点として大切なことであると感じています。今、塾ですとか、習い事などでどうしても家に帰る時間が遅くて、寝る時間が遅くなってしまいうというのが実情だと思うんです。仕方がないことなんですけれども、大谷翔平選手もとにかく寝ていらっしゃると聞きます。なので、寝ることは大切だということをより徹底して周知していただきたいというのが印象です。

3 ページの下の方ですね。小学6年生と中学3年生に「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」というアンケートを取ったということなんですけれども、これだと毎日同じ遅い時間に寝てしまっているということも考えられますので、そのあたり、睡眠がどれだけ大切かという資料を愛川町のほうで、家庭と児童・生徒さんに伝え続けていただきたいという印象を受けました。

以上です。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（飯田指導室長兼教育開発センター所長） 引き続き、研究してまいりたいと思います。

○（佐藤教育長） 学校では、「早寝 早起き 朝ごはん」などを家庭で子どもにも指導をさせていただくよう勧めているのですが、睡眠、眠育というんですか、これを特別に扱っているというのは、教育課程の中でも一部教科では扱っていますけれども、本当にそれをしっかりと推進していくということになると、今後、パンフレットのようなもので推進していく必要があると考えております。

また、近隣でもやっているところがあるというふうに聞いていますので、近隣市町村の取組状況を検証しながら考えていきたいと思います。

○（篠崎委員） お願いします。

○（佐藤教育長） 他にいかがでしょうか。

袖山委員。

○（袖山委員） 同じ眠育のところなのですが、十分な睡眠というところで、同じ時間に寝て起きてという質問項目がありましたが、子どもの睡眠時間自体はどれくらいかというのは把握されていますか。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（飯田指導室長兼教育開発センター所長） 時間的なものは正確に把握はしていないのですが、実際にこの調査だと、スマートフォンを使用しているとか、テレビを見ている時間が3時間以上という子どもが町はすごく多いんですね。そういうところから考えると、睡眠時間は5、6時間ぐらいなのかなというのは推測できます。あとは、学校に行っても塾に行っている子どもがすごく多いので、なかなか睡眠時間が確保できていないのかなというのが、学校現場の感覚としてはあります。

○（袖山委員） 分かりました。ありがとうございます。

その辺ですよね。十分な睡眠時間というところであれば、何とかしてちょっとでも睡眠時間を確保できるような何かができればということと、あとは後半のほうで、大体スマートフォンをやったり長時間利用する子がやや多い傾向ということです。これがそのいわゆる娯楽で使っているのであればちょっと問題ですけれども、勉強ですとかそういうものに長時間使っているという

んであれば、娯楽よりはいいのかなという気がします。その辺も何か掘り下げられるといいのかなというふうに思います。

○（佐藤教育長） 他にいかがでしょうか。

篠崎委員。

○（篠崎委員） 茅大夢議員の児童館の運営についてというところなんです、これはこういった主旨の質問だったかをお伺いできればと思います。

○（佐藤教育長） 教育次長。

○（今井教育次長） 茅大夢議員の質問の内容というか、児童館の運営自体が答弁書に書いてございますとおり平成18年度に地方自治法の改正がありまして、指定管理者を置くことが義務という形で、その指定管理者というのは民間でも構わないんですけども、民間が管理する場合には、その児童館でも収益が得られるとか、多彩なイベントを行うだとか、そういうふうなことが愛川町でもできないのか検討する必要があるがございます。他市町村でも実際民間管理の事例があります。

しかしながら、答弁で書いてあるとおり、従前から児童館の運営については各行政区が運営しておりまして、主な利用状況というのは地域集会施設、こちらの利用が主なものとなります。

また、規模的な問題もあります。プレイルームという体育館みたいなものがあるんですけども、愛川町の児童館については面積が若干小さく、一遍に100人、200人が楽しめるプレイルームとなっておりませんので、民間が入ったところでそれほどの活用ができないというところと、災害のときにも避難所になっておりますので、有事の際にもすぐに対応ができるという考えで、町のほうとしても行政区のほうで引き続き管理をしていただくという考えで答弁させていただきました。

以上です。

○（篠崎委員） 分かりました。

私も常日頃から、私はずっと小沢に住んでいて、小沢の児童館は立派なんですよ。ただあそこは無料で借りられるんですよ。そのあたり、何か、収益化できないのかなとか、ちょっと考えていたんですけども、やはりそういったような内容のご質問だったということなんですね。分かりました。教育委員会としての考えは分かりましたので、ありがとうございます。

以上です。

○（佐藤教育長） 他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） それでは、他にご質疑等がありませんので、令和7年第2回愛川町議会定例会についてはご了承願います。

それでは、日程第2、教育長報告事項については以上とさせていただきます。

◎日程第3【非公開】

○（佐藤教育長） 次に、日程第3、議案第7号 愛川町生涯学習推進プラン推進委員会の委員の委嘱についての審議を行います。本件については個人情報を取り扱う案件となるため、地方教

育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開による審議とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

- (佐藤教育長) ご異議ないようでありますので、議案第7号につきましては、非公開で審議を行いたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

◎日程第3【非公開】

◎日程第4

- (佐藤教育長) 会議を再開いたします。

日程第4、その他を議題といたします。

愛川町青少年県外交流事業について、資料3に基づき教育次長から説明申し上げます。

教育次長。

- (今井教育次長) それでは、青少年県外交流についてになります。

資料3をご覧ください。

令和7年度愛川町青少年県外交流事業につきまして、主な点を説明させていただきます。

初めに、目的であります。青少年を県外に派遣し、現地の青少年との交流や体験学習を通して、仲間づくりやグループ活動の在り方などを学び、今後の地域活動に活躍できる青少年を養成し、あわせて青少年の健全育成に努めることを目的として実施するものでございます。

5番の実施期日であります。7月28日月曜日から7月29日火曜日の2日間の日程で、6の交流先は、友好都市であります長野県立科町であります。

7の日程につきましては、1日目に対面式レクリエーション、バーベキュー、キャンプファイヤー、2日目にオリエンテーリング、立科町青少年とのお別れを予定しております。

9の参加者であります。団長をはじめとして全体で45名程度。そのうち団員は、当初は中学1年、2年生の30名を予定しておりましたが、先日募集を締め切りましたところ、まだ定員に余裕がありましたので、10の応募資格(1)に中学3年生を加えるとともに、現在再募集をしているところであります。

また、本年度も指導者として、高校生以上のジュニアリーダーと青少年の指導員などに参加していただく予定であります。

なお、事業の詳細につきましては、立科町と調整して決定してまいります。7月には指導者の事前打合せ、参加者の事前研修を行って当日に備えてまいります。

青少年県外交流事業の説明は以上であります。

- (佐藤教育長) これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

- (佐藤教育長) 特によろしいでしょうか。

中学3年生までに応募資格を拡大し、募集期間の延長を行うことで、昨年並みぐらいの子ども

たちが参加してくれるといいかなというふうに思っています。

それでは、特に質疑ありませんので、愛川町青少年県外交流事業についてはご了承願います。

◎閉会

- （佐藤教育長） 本日の案件につきましては、全て終了いたしました。その他、各委員からご意見、ご感想等がありましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） それでは、事務局から何かございますか。

（「ございません」との声あり）

- （佐藤教育長） それでは、以上で6月の定例会の議事日程が全て終了いたしましたので、閉会としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、6月定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

令和7年6月24日

教育委員会教育長

佐藤 照明

教育委員会

教育長職務代理者

齊 郷 浩之

教 育 委 員

梅澤 秋久

教 育 委 員

篠崎 美和

教 育 委 員

袖山 浩一

調 整 職 員

池村 茉莉子